

65歳  
以上の方へ

# 平成21年度から 介護保険料が変わります

介護保険料は、今後3年間でどのような介護サービスがどれくらい必要となるかを判断して3年ごとに見直されます。

高齢化が進み、介護サービスの利用者や利用料が増大している現状などを考慮して、平成21年度から3年間の保険料が次のとおり決定しました。(図1参照)

ここが  
ポイント

- ①保険料の基準額が変わりました(基準額 37,200円/年額 → 基準額 39,600円/年額)
- ②税制改正による保険料の激減緩和措置が平成20年度で終了することに伴い、保険料が大幅に上昇する被保険者に考慮して、新たな保険料段階を第3段階と第4段階の間に設定しました。
- ③介護報酬が改正されたことに伴う保険料の急激な上昇を抑制しました。(図2参照)
- ④介護保険の財源全体に占める保険料の負担割合が変わりました(19%→20%)

図1

## 新しくなった介護保険料のお知らせです

65歳以上の方の保険料は、市町村で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額をもとに、所得段階別に分かれます。

基準額の  
算出方法

城里町で必要な介護サービスの総費用

× 65歳以上の方の負担分20%

÷ 城里町に住む65歳以上の方の人数

= 城里町の保険料の基準額 **39,600円(年額)**  
21年度**38,400円(年額)** / 22年度**39,000円(年額)**

段階(保険料率)	対象になる方	保険料(年額)
第1段階 (基準額×0.5)	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金* 受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	21年度 19,200円 22年度 19,500円 23年度 19,800円
第2段階 (基準額×0.5)	世帯全員が住民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	21年度 19,200円 22年度 19,500円 23年度 19,800円
第3段階 (基準額×0.75)	世帯全員が住民税非課税の方で第2段階に該当しない方	21年度 28,800円 22年度 29,256円 23年度 29,700円
第4段階	(基準額×0.85)	同じ世帯には住民税課税者がいるが、本人は住民税が非課税で、かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
	基準額	同じ世帯には住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の方
第5段階 (基準額×1.25)	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	21年度 48,000円 22年度 48,756円 23年度 49,500円
第6段階 (基準額×1.5)	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	21年度 57,600円 22年度 58,500円 23年度 59,400円

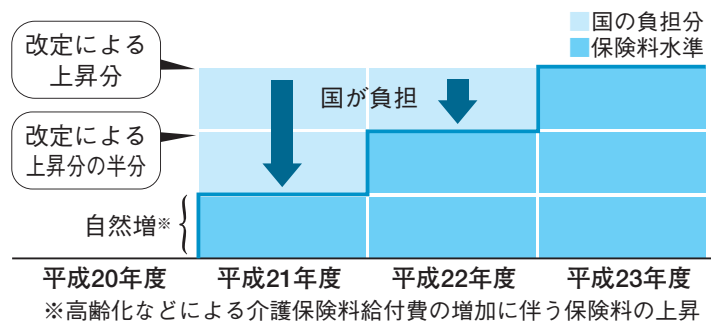
段階が追加されます

\*老齢福祉年金は明治44年4月1日以前に生まれた方が受けている年金です

図2

## 保険料上昇抑制のイメージ

介護従事者の処遇改善のための介護報酬3%プラス改定に伴い、保険料が上昇します。しかし、皆さんが負担する保険料が急激に上昇するのを抑制するため、その上昇分を国が負担します。(改定による上昇分を平成21年度は全額、平成22年度は半額を国が負担します)



【問合せ】 保険課 介護保険グループ ☎ 029-288-3111 (内線372)